

社会福祉法人高原町社会福祉協議会役員及び評議員選任規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人高原町社会福祉協議会の定款に定める役員及び評議員の選出区分

を定めることを目的とする。

(役員を選任)

第2条 定款第20条の規定による理事及び監事は、次に掲げる職及び組織からの候補者を理事会で

推薦し、評議員会で選任する。

(1) 理事

- ① 高原町区長会代表
- ② 高原町地域婦人連絡協議会代表
- ③ 高原町社会福祉施設代表
- ④ 高原町民生委員児童委員協議会代表
- ⑤ 高原町老人クラブ連合会代表
- ⑥ 高原町ボランティア連絡協議会代表
- ⑦ 学識経験者
- ⑧ 行政代表

(2) 監事

- ① 高原町商工会事務局代表
- ② 行政代表

(評議員を選任)

第3条 定款第8条の規定による評議員は、次に掲げる職及び組織からの候補者を理事会で推薦し、評議員の選任・解任委員会において選任する。

- ① 高原町商工会代表
- ② J Aみやざきこぼやし地区本部高原統轄支店代表
- ③ 高原町自治公民館連絡協議会代表
- ④ 高原町区長会代表
- ⑤ 高原町青年団代表
- ⑥ 高原町児童福祉施設代表
- ⑦ 小林地区保護司会高原支部代表
- ⑧ 高原町人権擁護委員代表
- ⑨ 高原町民生委員児童委員協議会代表
- ⑩ 高原町遺族協働会代表
- ⑪ 高原町身体障害者福祉協会代表
- ⑫ 高原町赤十字奉仕団代表
- ⑬ 行政代表

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が専決し、これを理事会に報告する。

附 則

この規程は、平成15年8月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年8月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年5月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年1月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

2 ただし、施行前に選任された現任の役員については、施行日以降最初に招集される定時評議員会の終結の時までの間は、この規程による改正後の規定は適用しないものとする。